

## 第28回甲府地方・家庭裁判所委員会議事概要

- 1 日時 平成29年3月9日 午後2時45分から午後4時45分まで
- 2 場所 甲府地方裁判所大会議室
- 3 出席者

(地方裁判所委員・家庭裁判所委員 五十音順)

飯野委員, 猪俣委員, 岡本委員(委員長), 川上委員, 河原委員, 五味委員, 信田委員, 清水栄一委員, 清水健委員, 竹内委員, 寺田委員, 土橋委員, 中島委員, 平嶋委員, 豊前委員, 丸山委員, 吉野委員, 渡辺委員

(甲府地方裁判所)

望月民事首席書記官, 福田刑事首席書記官, 岡下事務局長, 長谷川事務局次長, 山口総務課長, 徳江総務課課長補佐(書記), 岩崎会計課長, 立木会計課課長補佐, 野田管理係長

(甲府家庭裁判所)

中澤首席家庭裁判所調査官, 福本首席書記官, 今村事務局長, 佐々木次席家庭裁判所調査官, 樋口事務局次長, 関塚総務課長, 豊原総務課課長補佐

- 4 議事等

別紙議事の概要に記載のとおり

- 5 次回委員会の期日等について

今回は、今回のテーマに引き続き、「利用しやすい裁判所について」というテーマで、主にソフト面（パンフレットやホームページの内容等）を中心とした意見交換をさせていただきたいと考えている。そのため、今回と同様、地方裁判所委員会と家庭裁判所委員会を合同開催とする。次回委員会は、9月19日から9月29日の間に実施する予定である。追って、事務局から日程等の調整をさせていただく。

(別紙)

## 議 事 の 概 要

(発言者 ■：委員長，○：委員，□：裁判所)

### 1 新任委員の挨拶

### 2 甲府地方・家庭・簡易裁判所庁舎について

岩崎地裁会計課長から甲府地方・家庭・簡易裁判所庁舎についての説明があった。

### 3 庁舎内の設備等の確認

地方裁判所委員及び家庭裁判所委員の班ごとに庁舎内を視察し，利用者の観点からの確認を行った。

### 4 質疑応答・意見交換

○裁判所の庁舎に入る際，何のチェックもないことに驚いた。防犯対策として，カメラや金属探知機等による確認は行っていないのか。一般企業の方が厳しいセキュリティ対策をしているようにも思える。特に，執務室と廊下との間に壁がないのは大胆だと思った。全国の裁判所も同様の造りなのか。

□当庁でも一定の範囲では防犯カメラが設置されているが，入口での手荷物検査等は行っていない。特別の事件の期日がある時等には，個別に実施することはある。各部屋に緊急事態を伝える装置は用意されている。また，隣に甲府警察署があるので，連携をして必要な対策を採っている。全国の裁判所について承知しているわけではないが，霞が関の合同庁舎は，常時，入口のセキュリティ対策を採っていると聞いている。

■当事者等に事故があってはいけないので，無防備にしているわけではなく，事前に情報を入手したときは，事故を防止するために必要な対策を採っている。

□何らかのトラブルが予想される場合は，時間をずらして当事者を案内したり，待機する場所を分けるなどの工夫もしている。

○裁判員裁判の時などに，気分が悪くなった遺族等が倒れるようなことも想定され

と思われるが、そのような場合どのように対応しているのか。

□そのような場合には速やかに関係部署と連携して対応できるようにしている。また、そうならないように凄惨な写真等は見せないような工夫もしている。

○事案にもよるが、控室等を利用して休んでもらうこともある。症状が重ければ、病院に連絡する。

○説明を聞くとよく工夫された庁舎であると感じることができた。しかし、もともと裁判所という組織は外から見ると入りやすい雰囲気ではないので、施設面から外部の人に利用しやすさをアピールしていくのは難しいのではないかと感じた。質問としては、広報の方針と学校等からの見学の依頼等があるのかを聞きたい。

□裁判所も広報には力を入れている。甲府地家裁では、毎年5月と10月頃に憲法週間行事及び法の日週間行事を行っており、模擬裁判を行うなどの取組を行っている。また、学校等の裁判所見学にも日常的に対応している。さらに、裁判所側からも積極的にPRしていこうということで、出前講義等により裁判の仕組み等をお知らせしている。

○裁判傍聴についても自由に見てもらいたいというスタンスなのか。法廷はいつでも出入りができるのか。また、傍聴マニアのような人もいるのか。

□裁判の公開は、憲法上保障されているものであるため、法廷へは自由に出入りができるようになっており、傍聴券が交付される事件を除き、傍聴に制限等はない。

■裁判の傍聴は自由であるから、開廷中はいつでも法廷に出入りできる。甲府には、頻繁に傍聴を行う人は少ないが、東京等では同じ人が何度も来られることもある。裁判所としては、裁判に興味を持っていただいているものと思っている。

裁判所としては、紛争を抱え、裁判手続を利用する必要がある人にとって使いにくい状態が生じることは、あってはならないと考えている。この点については、弁護士会や検察庁とも協議等を行っている。

○必要な人が、どうやって裁判所の手続にたどり着くかが大切である。施設が開かれているから裁判所に来るわけではない。法テラスや弁護士会で交通整理をした結

果、裁判所にたどり着くこともある。旧庁舎の頃も知っているが、施設としては非常に明るく、開かれており、とてもよくなったと思う。しかし、その前に法律相談等、裁判所にたどり着くための取組も必要であると思う。

○裁判所には、非常にいかついイメージがある。これを、庁舎の工夫で取り除くのはなかなか難しいと思う。

○建物については、窓がたくさんあり、開かれたイメージを感じることができた。旧庁舎に比べると非常に広い。ただし、壁の色が白すぎると感じる。あまりに白すぎると落ち着かないので、最近の病院などでは、落ち着いた色を使うようになっている。また、絵などももっと飾ってあってもよいと思う。

□裁判所でも、話合いをする部屋の壁の色を、心理学的見地から精神面の安定に効果があると言われている暖色系にしたり、絵を飾ったりするなどの取組を始めたところである。

○裁判所庁舎は免震構造となっているのか。非常時の対策はできているのか。

□免震構造ではないが、耐震構造となっている。また、非常時に職員や想定される来庁者が3日程度生活できる備蓄品を備えている。

○裁判員への声かけ等が問題となっているが、設備的な対策は行っているのか。

□裁判員への声かけに対しては、裁判員裁判を実施する際、法廷の入口等に裁判員への声掛けを禁止する旨の張り紙等を行っている。また、一般の人とは別のエリアに喫煙スペースや休憩室等を備えている。そのほか、裁判員の帰る時間に配慮したり、事案によっては裁判員を駅まで車で送るなどの対応をすることもある。

○入口の点字ブロックが廊下の奥までつながっていなかったのはなぜか。

□当庁の1階には総合案内があるので、そこまで来ていただければ、職員等が直接対応することができるため、廊下の奥まで点字ブロックはない。

○裁判所で気分が悪くなった人等が休めるような部屋はあるのか。

□家裁には、医務室のような部屋がありベッドが用意されている。また、休養室もあり、休めるようになっている。

○裁判所の情報を発信する広報パネルのようなものを設置してはどうか。待ち時間等がある場合に子育て世代に向けた有益な情報提供などしてはどうか。また、模擬裁判の様子をビデオで流したり、通りに面した掲示板にクイズを掲載したりすると、より興味をひくのではないか。

□1階では、手続に関するDVDを流しているが、5階の待合スペースでは、流していない。子供用のDVD等を流すことも考えられる。

○施設の面では、いろいろな配慮がされていることは分かったが、そもそも開かれた裁判所でいいのかという点については疑問もある。裁判所は、来る人が多ければいいというわけではないと思う。裁判所に来る前段階での解決も必要であると思う。

○山梨大学病院では、スターボックスが入っており、イメージの向上につなげている。山梨県庁には特産品を利用したレストラン等があったり、パネルが置いてあったりする。テナント等が入るとよいのではないか。

□当庁1階には、テナントが入るスペースは確保されているが、採算面等から入っていない状況である。大規模庁では、テナントが入っている庁もある。今後も検討は行いたい。

○庁舎完成から8年たっているとは思えないくらいきれいで、明るいと感じた。問題を抱えてきた人の気持ちをいかに癒せるかという観点も必要だと思う。裁判員候補者待合室等は、シンプルすぎるので、写真や絵などがあるとよいのではないか。

□甲府管内の裁判所では、最近、季節ごとの写真等を飾る試みを始めたところである。

○駐車場のスペースは広いが、入口から出口が一方通行になっており、不便である。事故を防止するためだと思われるが、逆側からも入れるようにしたほうがよい。また、庁内に緑を増やしてもよいと思われる。

□入口から出口の向きは事故防止の理由から設定している。緑を増やすことについては検討していきたい。

○施設の造り自体は、様々なことに配慮されていると感じた。児童室に置かれてい

たぬいぐるみは、どのくらいの頻度で新しいものに更新しているのか。今どきの流行等に合わせて変更しているのか。また、キッズコーナーにも遊び道具等が少なかったがもう少し整えてもいいのではないか。

□児童室のぬいぐるみは、職員の子供が使っていたものを再利用するなどしたものである。そのため、流行に合わせて更新等を行っていない。壊れた場合にけが等を防止するため更新する程度である。

□キッズスペースについても、職員が寄付したもの等を使っている。ぬいぐるみ等を更新するという観点はなかったなので、今後検討したい。

○庁舎がコンパクトなこともあるが、吹き抜けがあって明るく見通しが良い。裁判所の利用者は、不安を抱えている方も多いと思われるので、見通しが悪いと不安になる。庁舎にいろいろな配慮がされている点はよいと思う。

○2階のラウンドテーブル法廷というものはどういうものか。

■ラウンドテーブル法廷というのは、大きな円型のテーブルを囲んで手続を進める形の法廷である。民事訴訟法の争点整理手続というものを、公開の法廷で行うときに利用するものである。例えば、裁判所と当事者が一つの書面等を見ながら争点を整理していくような場合には、通常の法廷のように裁判官と当事者の距離が離れていると適さないので、ラウンドテーブル法廷を利用する。